

# 10-1 京町家や大規模邸宅・庭園などの景観資産を保全・継承するための制度創設

(国土交通省)

京都市は、京町家を中心とする町並み景観をはじめ、平安時代から今日まで連続と続くわが国の歴史に生まれ、それぞれの時代を彷彿とさせる景観資産を有する歴史的重層性を実感できる都市であります。

そのため、これまでの重要伝統的建造物群保存地区等の地区指定制度や、景観重要建造物等の個別指定制度を活用するだけでなく、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の取組を進めるなど、京町家等をはじめとする建造物の保全に積極的に取り組んできました。

しかし、相続や維持管理の問題等で継承が困難なために毎年約2%が消失している京町家や、文化財に匹敵するような大規模な邸宅や庭園など、京都の景観の基盤を構成する建造物等に対する更なる取組の加速と支援対象の拡大が求められています。

また、平成23年度税制改正大綱において、相続税の基礎控除を60%相当額に縮小することが掲げられており、これが適用されると多くの京町家等の所有者が、相続時に新たな課税対象者となることが予想され、納税のために売却され、京町家等の消失に拍車を掛ける恐れがあります。

つきましては、次のとおり提案します。

## 提案事項

- 1 京町家等の改修や維持管理、一時買取のための財源措置
- 2 適切な管理を条件とした京町家等に対する相続税の納税猶予等の税制上の支援措置
- 3 景観整備機構が交付する京町家等の改修等に対する助成金を税法上の収入としないための措置

所管の省庁課：国土交通省（都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 黒木省二 TEL 075-222-3397

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 歴史的資産保存・活用担当課長  
藤内令子 TEL 075-761-7799

## 京都市の取組

### 歴史的環境形成総合支援事業(国)の活用

平成 21 年度～

歴史的風致形成建造物に指定した京町家や酒蔵、歌舞練場などの修理・修景に助成を行う

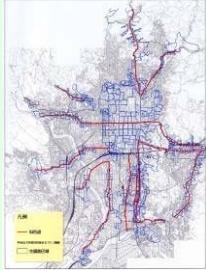


佐々木邸

## 現状・課題

### 京町家まちづくり調査

平成 20 年度～平成 21 年度

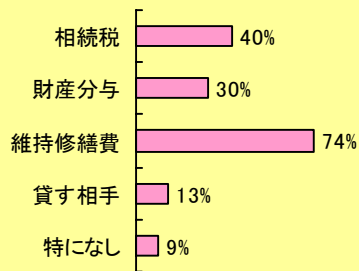


京町家の保全・活用策の施策立案を行うため、市域に残存する京町家を対象に調査  
調査対象：戦前に市街化された地域、旧街道沿い

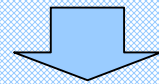


**残存する京町家等 47,725 軒を確認**

### 京町家を保全していくうえでの問題点 (出典)京町家調査アンケート(回答数1,838)



京町家は年 2% ずつ消失  
回答者の 3/4 が 60 歳以上



**相続、継承問題は喫緊の課題**

## 景観整備機構における改修事業

### 京町家まちづくりファンド改修助成事業

京町家を伝統的意匠に再生又は修復する改修工事に助成

